

【答申の概要】

諮問第 157 号 産業廃棄物処分業許可申請書等の部分開示決定に対する異議申立て（第三者異議申立て）

件名	産業廃棄物処分業許可申請書等の部分開示決定に対する異議申立て（第三者異議申立て）
本件対象文書	特定事業者に係る下記の書類 平成 16 年 7 月 29 日付けで静岡県知事あて提出された産業廃棄物処分業許可申請書のうち、申請書第 1 ～ 3 面及び事業計画の概要を記載した書類（以下「許可申請書 1」という。） 平成 16 年 7 月 29 日付けで静岡県知事あて提出された特別管理産業廃棄物処分業許可申請書のうち、申請書第 1 ～ 3 面及び事業計画の概要を記載した書類（以下「許可申請書 2」という。） 平成 16 年 9 月 17 日付け産業廃棄物処分業等許可申請に対する不許可処分について（通知）（以下「不許可処分通知書」という。）
非開示理由	条例第 7 条第 2 号（個人情報）
実施機関	静岡県知事（廃棄物リサイクル室）
諮問期日	平成 19 年 11 月 30 日
主な論点	以下の情報は、条例第 7 条第 3 号アの法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するか。 ・「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号並びに予定収集運搬者の名称、所在地及び電話番号（以下「予定排出事業場の名称等」という。）」の情報 ・「廃棄物の種類（処理能力）」の情報 ・「記の 2（不許可処分の理由等）」の情報
審査会の結論 静岡県知事が、特定の事業者に係る産業廃棄物処分業許可申請書及び特別管理産業廃棄物処分業許可申請書並びに当該不許可処分の通知について、その一部を開示するとした決定は、妥当である。	
審査会の判断 1 本件公文書の内容について 本件公文書は、異議申立人が実施機関へ提出した産業廃棄物処分業許可申請書及び特別管理産業廃棄物処分業許可申請書並びに実施機関が当該申請を不許可処分とした旨を通知した文書であり、そのうち、異議申立ての対象となっているものは、「予定排出事業場の名称等」、「廃棄物の種類（処理能力）」及び「記の 2（不許可処分の理由等）」の情報（以下「本件情報」という。）である。 2 条例第 7 条第 3 号該当性について (1) 判断の前提 ア 条例第 7 条第 3 号の趣旨 同号アの公にすることにより、法人等の権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは、法人等の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断すべきである。 イ 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者（以下「処分業」という。）の責務 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）は、廃棄物の適正な処理をすること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、処分業者は、産業廃棄物の処理基準を遵守して処分を行う義務があり、当該処理基準に適合しない処分を行った場合には、改善命令の対象となる。 処分業は、その事業の性格上、公益性を有するものであるが、その運営の状況によっては、周辺的生活環境や自然環境に悪影響を与えるがい然性が高いものである。それゆえ、その業	

務内容に関する情報は、少なくとも周辺住民にとって、極めて関心が高いものであり、産業廃棄物の適正処理や生活環境の保全を担保するため、透明性や説明責任が社会的に要請されているといえる。廃棄物処理法の趣旨、処分業の性格及び産業廃棄物に関する情報の公開の社会的な要請を総合的に勘案すると、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して、当該事業の業務内容を説明する責務があるといえる。

ウ 不許可処分の理由の提示

不許可処分通知書には、不許可処分とした根拠や理由が記載されている。行政手続法第8条は、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、原則として、当該処分の理由を提示することを定めている。これは、許認可等に関する行政庁の判断が、公正に行われることを担保するとともに、申請者にとっては、当該処分の理由を知ることにより、不服申立て又は訴えの提起をするかどうかの判断や反論・反証をするための参考となるものである。

(2) 本件情報に係る判断

ア 「予定排出事業場の名称等」の情報

(ア) 異議申立人から見た条例第7条第3号該当性の有無

異議申立人にとって、「予定排出事業場の名称等」の情報は、平成16年当時における、産業廃棄物の処分に関して、取引を予定した排出事業者及び収集運搬業者を明らかにするものである。当該情報は、一般的に、営業に関する情報であるが、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して、当該事業の業務内容を説明する責務があり、当該情報は、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、条例第7条第3号アに該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。したがって、当該情報は、開示すべきである。

(イ) 排出事業者及び収集運搬業者から見た条例第7条第3号該当性の有無

排出事業者及び収集運搬業者にとって、当該情報は、平成16年当時における、産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託を予定した事業者の一部を明らかにするものに過ぎないものである。

排出事業者は、廃棄物処理法の規定により、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務があり、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法施行令で定める基準に従う義務がある。また、排出事業者は、当該受託者に対し、産業廃棄物管理票を交付し、適正に最終処分されたことを確認する義務があり、当該義務に違反し、不法投棄などがあったときは、措置命令の対象となる。

一方、収集運搬業者は、処分業者と同様に、産業廃棄物の処理基準を遵守して収集運搬を行う義務があり、当該処理基準に適合しない処分が行われた場合には、改善命令の対象となる。

産業廃棄物については、不法投棄などの不適正な処理が社会問題となっており、当該情報は、産業廃棄物の適正処理や生活環境の保全を担保するため、透明性や説明責任が社会的に要請されているといえる。

廃棄物処理法の趣旨、排出事業者及び収集運搬業者の責務、産業廃棄物に係る情報の公開についての社会的な要請などを総合的に勘案すると、排出事業者及び収集運搬業者は、少なくとも周辺住民に対して、産業廃棄物に係る情報を説明する一定の責務があるといえる。

当該情報は、一般的に、営業に関する情報であるが、排出事業者及び収集運搬業者には、少なくとも周辺住民に対して、産業廃棄物に係る情報を説明する一定の責務があるため、これを公にしても、排出事業者及び収集運搬業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、条例第7条第3号アに該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。したがって、当該情報は、開示すべきである。

イ 「廃棄物の種類（処理能力）」の情報

当該情報は、産業廃棄物の処理施設が処理できる廃棄物の種類及び1日当たりの処理量を明らかにするものに過ぎず、異議申立人の独自の工夫やノウハウを明らかにするものとは認められない。また、異議申立人は、自社のホームページで、当該処理施設が処理できる廃棄物の種類及び1か月当たりの処理量を自ら公表している。当該情報は、これらの公表情報からおおむね推測できるものであり、経営上の秘密が含まれているとは認められないため、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第7条第3号アには該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。したがって、当該情報は、開示すべきである。

ウ 「記の2（不許可処分理由等）」の情報

実施機関が行った廃棄物処理法に基づく不許可処分の根拠や理由というものは、実施機関の判断が、し意的なものではなく、公正に行われたものであるかを検証するために、申請者以外にも明らかにすることが求められている。当該情報は、産業廃棄物等の適正処理や生活環境の保全を担保するため、透明性や説明責任が社会的に要請されているといえる。

当該情報は、一般的に、他者に知られたくない情報であるが、廃棄物処理法の趣旨、処分業の性格、当該不許可処分に係る情報の公開についての社会的な要請などを総合的に勘案すると、当該情報は、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第7条第3号アに該当しない。また、同号イに該当しないことは明らかである。したがって、当該情報は、開示すべきである。

(3) 権利の濫用について

条例第5条で規定する開示請求権は、何人も開示請求する理由や利用目的を問われることなく公文書の開示を請求することができる権利であるため、請求者の利用目的や利益を明らかにせよという異議申立人の主張は理由がない。したがって、権利の濫用に該当するという異議申立人の主張は認められない。

なお、公文書の開示を受けた者は、条例第4条第2項の規定により、開示によって得た情報を条例の目的に即して適正に使用しなければならず、当該情報を濫用してはならないことは、利用者の当然の責務である。